

令和 7 年 5 月 1 日

道路（河川等も含む）境界証明願及び土地隣接証明願提出時の留意事項

建設部維持管理課管理担当

1. 申請地の座標値について

※石狩市で管理している座標値を確認してください。

【確認先等】

●道路境界点（隅切）

①花川北地区（花川北1条4、5丁目を除く）→建設総務課都市計画担当

②厚田地区、浜益地区→建設総務課都市計画担当

※交付は財政部税務課資産税担当

③それ以外の石狩市道については、維持管理課管理担当で交付しております。

●その他（民地同士の境界点、普通河川、準用河川境界など）

財政部税務課資産税担当（一部建設総務課都市計画担当）で座標値が記入されている面積計算簿を交付しておりますが、国土調査が入っていない、国土調査後に分筆されたなどの理由で、面積計算簿がない場合もありますので、その場合は法務局の地積測量図の座標値を確認してください。

※民地同士の境界点の証明については、石狩市で管理している境界点ではないので、当該境界点が道路等に接しているかどうかの土地隣接証明のみとなります。

2. 市で管理する座標値の使用について

既存道路境界の道路座標値の変更は、原則認めておりません。上記により事前に確認し、市が管理する座標値に合わせてください。

3. 書類提出から証明書発行までの期間について

書類を提出してから、証明書の発行までの期間は、おおむね2週間程度を目標としておりますが、内容により、それ以上の期間をいただく場合もありますので、時間に余裕を持った事前協議、申請書の提出をお願い致します。

4. その他

申請内容により、提出する様式も異なりますので、不明な点があれば、維持管理課管理担当にご相談ください。

【お問い合わせ先】

- ・建設部維持管理課管理担当：0133-72-6122 ks-kanri@city.ishikari.hokkaido.jp
- ・建設部建設総務課都市計画担当：0133-72-3081 ks-soum@city.ishikari.hokkaido.jp
- ・財政部税務課資産税担当：0133-72-3120 z-shisan@city.ishikari.hokkaido.jp